

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
（容器） 第四十条の二（略） 2）4（略） 5 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で、前三項に掲げる基準の特例を定めることができる。	（容器） 第四十条の二（略） 2）4（略）

6 | 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化^ふ水素若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、第二項から前項までの規定は、適用しない。

5 | 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化^ふ水素若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、前三項の規定は、適用しない。